

食安輸発0424第5号
平成26年4月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

基準値が改正された食品の取扱いについて
(ベトナム産ピーマン (パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。) 及びその加工品 (簡易な加工に限る。))

標記については、平成26年3月14日付け食安輸発0314第1号により通知している
ところでは、

本日、食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) の一部が改正されたことから、上記通知を廃止し、通常の監視体制とするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別紙に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するようお願いいたします。